

アブディー・ベグ版不動産目録 17-18 世紀写本欄外に転記された シャー・イスマール・ファルマーン

小野 浩

Commentaries on An Edict of Shāh Ismā‘īl Copied in *Ṣarīḥ al-Milk*

ONO, Hiroshi

On two manuscripts of *Ṣarīḥ al-Milk*, Ms. 3719 in National Museum of Iran and Ms. 2734 in National Library of Iran, a “*sözümüz*” edict of Shāh Ismā‘īl dated 10 Rajab 928 (June 5, 1522) is copied. The edict reconfirms that the farmland named Akhta khāna mazra‘a belongs to the shrine of Shaykh Ṣafī, and orders that the tax and rent should be paid to the proper owner—the shrine. It seems that the beginning of the copy on Ms. 3719 reflects the form of the original edict, though the text is written on the left margin of a folio.

Taking notice of the beginning phrases, there emerge slightly questionable points in the copy-text compared to other edicts of Ismā‘īl. In this tentative monograph, in order to examine whether this copy-text is genuine or an invention, a paleographical investigation was conducted to examine this issue in several respects—the extraction of specific epithets from the text to the margin, the use of the *nisba* ‘al-Ḥusaynī’ in the Intitulatio (*tughrā*), and the inscription of the seal. This problem requires further consideration.

はじめに

1. テキスト転写 transcription
2. 試訳
3. 文言と様式からの若干の考察

3.1 “*ṣafīya ṣafavīya ḥuffat bi al-anvār al-qudsiyat*” の欄外抜き出しによる強調

3.2 “*al-Ḥusaynī*” のニスバ

3.3 印銘

おわりに

はじめに

アブディー・ベグ版不動産目録イラン国立博物館写本 3719 [‘*Abdī II*] およびイラン国立図書館写本 2734 [‘*Abdī III*] には、その元写本と考えられる国立博物館写本 3718 [‘*Abdī I*] には

Keywords: Ardabil, Shrine of Shaykh Ṣafī, Shāh Ismā‘īl, edict/farmān, form of document

キーワード: アルダビール, サフィー廟, シャー・イスマール・ファルマーン (発令書), 古文書様式



みられない欄外書き込みがあり、そのこと自体が検討に値する問題であるがそれは本論集渡部論文に譲り、本稿では博物館写本 3719 の [322] および図書館写本 2734 の [322] に見えるシャー・イスマーイール（在位 1501–1524）のファルマーンを転記したものにつき、テキストおよび試訳を提出し、その上で若干の考察を加えたい。

まずアブディー版 3 写本間の成立関係を論じた本論集渡部論文の考察に拠って、博物館写本 3719 と図書館写本 2734 のそれぞれに転記されている 2 つのファルマーンの本文のみについて見ると、前者を後者が写しなおしたものと見てよからう。従って僅かな異同があるものの基本的に両者同文と看做し得る。ただ後述するように、参照したと思われる元の文書の冒頭の書式を多少なりとも考慮して転記しているのは博物館写本 3719 であり、図書館写本 2734 はその点でより無頓着である。いずれも *mazra' a-i Akhtā-khāna*（図書館写本：-khān）……*dar tašarruf ast* 「アフターハーナ農地……占有」の項に斜め書きで附されているが、前者は「欄外書き込み」の体裁を保っているのに対し、後者では不動産目録本文の行間空きスペースをフルに占める形で転記されている。

1. テキスト転写 transcription

行表示は博物館写本 3719 に従い (1) (2) (3) …とし、図書館写本 2734 の行数は下段に①②③…とし、図書館写本 2734 が博物館写本 3719 と異なる箇所のみ下段にそれを示した。

- (1) bi' sm allāh al-rahmān al-rahīm
①
- (2-1) *ṣafiya ṣafaviya ḥuffat bi al-anvār al-qudsiyat* (2-2) *yā Muḥammad yā 'Ali*
②
- (3) *Abū al-Muẓaffar Isma' il Bahādur al-Ḥusaynī syüzümiz*
③ *süzümiz*
- (4) (印銘) *kadkhudāyān va muzārī' ān-i qarya-i Shamāsbi bi-dānand ki*
④ ⑤
- (5) *vukalā-i zāviya-i mutabarraka-i munavvara* [] *namūdand ki mazra'a*
⑥ [空き] ナシ
- (6) *Akhta-khāna dākhil-i qarya-i Alghir ast ki milk-i shar' i*
Akhtā ⑦ ki (重複)
- (7) *muta'alliqa ba-zāviya-i mutabarraka-i mazkūra ast va hama sāla*
muta'alliq

(8) zirā'at namūd va māl va bahracha-'i ānrā ba-zāviya-'i mazkūra
namūda (va ナシ)⑧

(9) namī-rasānand binābarīn muqarrar farmūdīm ki ba'd

(10) al-yawm har kas dar mazra'a-'i mazkūra zirā'at
⑨ mazbūra

(11) namāyad māl va bahracha-'i ānrā az qarār-i vāqi' va rāstī
kunad

(12) ba-vukalā-'i zāviya-'i mazbūra rasānad va ānchi az
⑩

(13) sanavāt guzashta nazd-i har kas mānda bāshad
(guzashta ナシ)

(14) bilā quşūr javāb gūyand va tamarrud va takhalluṣ jāyiz
⑪ (va ナシ)

(15) na-dārand darīn bāb qadaghan dānista dar 'uhda dānand
⑫

(16) taḥrīran fi 'āshiri shahri Rajab sanat thamān va 'ishrīn
⑬

(17) va tis'mi'at
⑭

[印銘] (中央) mawzi-'i muhr *

ghulām-i shāh-i mardān ast Isma'il b. Ḥaydar

(右) gar kunad badraqa-'i luṭf-i tu hamrāhī-i mā

(左) charkh bar dūsh kashad ghāshīya-'i shāhī-i mā

[* mawzi' 図書館写本 2734 では明瞭に読めるが博物館写本 3719 では読みづらい]

2. 試訳

4 行目以下の本文は左欄外にベタで書かれており、かつペルシア語と日本語の文構成の違いからも、行数表示は大きな意味を持たないので省略した（発令者イスマール・ファルマーンの名は、原文に従い「イスマール」と表記する）。

- (1) 慈悲深く慈愛あふれるアッラーの名において
 (2-1) サファヴィー家の清浄なる—それが聖なる光に包まれんことを—
 (2-2) おおムハンマドよ おおアリーよ
 (3) アブー・アルムザッファル・イスマイール・バハドゥル・アル・フサイニーなる
 余のことば
 (4)–(14) シャマースビー村の村長らと農民ら (kadkhudāyān va muzārī'ān) はかく知るべし：
 祝福され光に満ちた修道場の代理人たち (vukalā-'i zāviya) が提示することには
 アフタハーナ農地はアルギル村に入っており それは法に適った所有地で 件の
 祝福された修道場に所属するものである しかるに [年極めで] 例年耕作して
 いながら その地の税と小作料 (māl va bahraḥa) を件の修道場へ届けていない
 それゆえ余は次のごとく決定した：今日以降 上記の修道場で耕作する者は皆
 その地の税と小作料を 本来の正しい取決め通りに (az qarār-i vāqi' va rāsti) 上記の
 修道場の代理人たちに届けるよう また何年も経過して誰のもとにおいてであれ
 残っている物は不足なく責任を以て納付せよ (bilā quṣūr javāb gūyand) 背任と違反は
 許されぬ この件については厳命 (qadaghan) と看做し 義務であると心得よ
 928年ラジャブ月10日に書す

[印銘] (中央) (印の場所) 勇猛王 [アリー] の僕なり ハイダルの子イスマイール
 (右) 汝の慈愛に余が同道してお護り送ることができるなら
 (左) 回る天空さえ鞍下を担ぎ余の王位に服さん

3. 文言と様式からの若干の考察

上記の修道場ザーウィヤは言うまでもなくサフィー廟のことであり、シャー・イスマイールによるサフィー廟に関わるファルマーンとして注目される。この種のファルマーンの中では比較的その内容が把握しやすい部類に属するであろう。

内容としては、アフタハーナ農地はアルギル村に含まれ、サフィー廟の正当な所有地であるが、その地からの税・小作料が何年にも互り未納であったため、今日より定め通りに納めて、手元に残っているこれまでの余剰分もきちんと納付せよ、というものである。「占有されている (dar taṣarruf ast)」と明記されるアフターハーナ農地 mazra'a-i Akhtā-khāna の項の欄外にわざわざこのファルマーンを転記しているのは、やはり発令時点 (928/1522年) でこの地が既にサフィー廟のものとなっている事実を強調したいがためなのであろう。

ただ、本文最初の呼び掛けの対象がシャマースビー村の村長と農民であるのに対し、小作料等の未納問題が発生しているのはアルギル村に属するアフタハーナ農地となっている。地図で見るとシャマースビー Shamāspī (現 Shām-asbi) とアルギル Alghir (現 Pir-alqir) は、いずれもアルダビール西南方面に位置し、アルギルーアルダビールからおよそ 12km—とその東北東シャマースビーとはおよそ 6km ほど離れている。アフタハーナ農地は、行政区画上はアルギル村に属しながらもシャマースビー村に近接していたため、シャマースビーの農民らが勝手に耕作しその村長らが収益を得ていた—というような状況を想定すべきなのか、この文面だけでは確実なところは判然としない。

ここでは内容面にこれ以上立ち入ることを控え、このファルマーンを文書としての様式面か

ら検討してみたい。と言っても、ここに転記されているファルマーンは Fragner [1980] および Schimkoreit [1982] の文書目録にも記載されておらず、原文書は確認できないため、目録し得ない文書裏面はもとより表面でさえも転記という性格上、古文書学的検討の対象とはなし得ず、わずかに冒頭の数行についてのみの若干の考察に限定される。

3.1 “*şafiya şafaviya ḥuffat bi al-anvār al-qudsiyat*” の欄外抜き出しによる強調

さて、まず確認できるのは、このファルマーンが「余のことば」 *sözümüz* (*syüzümüz*) の語を持つ所謂 *sözümüz* 文書であることである。モンゴル時代の *üge manu* 「我ら(余)のことば」に由来するこの語を有する文書はサファヴィー朝でも見られるが、タフマースブ1世(在位1524-1576)以降その数は減少傾向にあり、シャー・アッバース(在位1587-1629)を経てアッバース2世(在位1642-1666)時代の16世紀半ば(1550年)を最後にその姿を消す [Schimkoreit 1982]。

ペルシア語 *sözümüz* 文書は、西欧古文書学用語で *Intitulatio* と呼ばれる、発令者の肩書を明示するひとまとまりの文字群——通常は、クンヤ-イスマ-称号(バハドゥル、ハン、キュレゲン等) - *sözümüz* の語から成る——が特徴である。この *Intitulatio* —以下この用語を用いる—の構成要素は時代や王朝により多少の相違はあるが、イスマと *sözümüz* の語は不可欠である。またアク・コユンル朝とサファヴィー朝の *Intitulatio* ではクンヤ・イスマの上方に *al-ḥukm li'llāh* 「命令・裁定はアッラーに属する」の句がセットになって組み込まれるが、これはサファヴィー朝の文書官房用語ではトゥグラ (*tughra*) と言われる [Röhrborn 1966: 87; Röhrborn 1977: 334]。

そして文書冒頭部分が破損せず完全に近い形で残っているサファヴィー朝の *sözümüz* 文書では、*Intitulatio* の上方にムハンマドやアリーへの呼び掛けがあり、さらに上方にバスマラが記される。Herrmann が紹介したタフマースブのファルマーン (*sözümüz* 文書) では、*huwa allāh subḥāna-hu* 「その方こそアッラー 讃えあれ」の句がバスマラのさらなる上方に置かれている [Herrmann 1989: 105, 写真版] (ただし写真版からは見えにくい)。以上の *Intitulatio* より上方に置かれた句はそれぞれ、本文の行間よりも広く間隔を空けて書かれている。

冒頭も完備したサファヴィー朝期の *sözümüz* 文書として、上記 Herrmann が紹介したタフマースブのファルマーンを例にとれば、最上段から順に、

- (ア) *huwa allāh subḥāna-hu*
- (イ) [バスマラ]
- (ウ) ムハンマドやアリーへの呼び掛け
- (エ) *al-ḥukm li'llāh* から *sözümüz* までの *Intitulatio*

となる¹⁾。

そして、ここでのファルマーン (1) 行、(2-2) 行、(3) 行は、それぞれ上記の (イ) (ウ) (エ) に対応していることから、博物館写本 3719 においては、すぐ横に記した印銘も含め、書き手は転記に際して元のファルマーンの冒頭形式をそれなりに踏まえたことが看取される。となると、残る (2-1) 行の *şafiya şafaviya ḥuffat bi al-anvār al-qudsiyat* とは何か。*şafiya* と *şafaviya*, それにアラビア語動詞 *ḥuffat* はいずれも女性形である。

1) (ア) と (イ) が逆転する例もある [Busse 1959: 171, Tafel XXII]。また (ア) はティムール朝・カラ・コユンル朝・アク・コユンル朝の文書では *huwa al-ghani*, *huwa al-'aziz* などのヴァリエーションがある。

結論を言えば、これは(5)行目にある *zāviya-ʾi mutabarraka-ʾi munavvara* 「祝福され光に満ちた修道場(サフィー廟)」に後ろからかかる修飾句であり、博物館写本 3719 ではその箇所を示す空白が設けられている(図書館写本 2734 にはない)。博物館写本 3719 でファルマーンを転記した書き手は、この点も理解していたと見てよかろう。サフィー廟を指す *zāviya* や *āstāna* の語に関しては不動産目録自体の中に、これと似た表現 *zāviya-ʾi muqaddasa-ʾi munavvara-ʾi šafaviya* [*ʿAbdī I: 54a*], さらにアラビア語祈願文「栄光ある光に包まれんことを」をも含めた類似表現 *āstāna-ʾi muqaddasa-ʾi munavvara-ʾi šafaviya ḥuffat bi al-anvār al-subhāniyat* [*ʿAbdī I: 60a*] まで見られるので、この解釈は確実である。

このように特別な語句を欄外に抜き出して強調する書式は、モンゴル時代以降の発令書の類にしばしば見られる²⁾。この手法はサファヴィー朝期のファルマーンやフクム (*ḥukm*) といった発令書にも承継され、父祖の名をこのような手法で文書右上に抜き出して強調するタイプのものがいくつかあるが、ここでは上記(2-1)行の挿入句 *šafiya šafaviya ḥuffat bi al-anvār al-qudsiyat* の句を抜き出し強調している文書の例を見て行こう。

まずは *šafiya šafaviya ḥuffat bi al-anvār al-qudsiyat* と同一の挿入句が抜き出し強調されているものとして、Fragner が紹介したタフマースブ2世(在位 1722-1732。但し統一領域国家としての体は失われていた)の命令書 *ḥukm* 4 通が挙げられる [Fragner 1975a: Nr.1(183), Nr.7(203f.), Nr.9(207f.), Nr.10(210)]。4 例いずれも本文中のサフィー廟 (*āstāna*) [Nr.1: *āstāna-ʾi muqaddasa*, Nr.7: *āstāna-ʾi mutabarraka*, Nr.9: *āstāna-ʾi muqaddasa-ʾi munavvara-ʾi mutabarraka*, Nr.10: *āstāna-ʾi muqaddasa-ʾi munavvara*] の語に後ろからかかる句で、これが文書本文のはるか上方右側に抜き出し書きされている(文書 Nr. 7 と Nr. 9 では抜き出し箇所が判るよう僅かな空白を設けて小さなしるしを附している) [Fragner 1975a: Abb.4, 10, 12, 13]。これらはいずれも 18 世紀前半のもの (Nr.1: 1724 年, Nr.7: 1726 年, Nr.9, 10: 1731 年) である。

またこれらより少し以前の例として、スルターン・フサイン(在位 1694-1722)の 1714 年発令のフクム、さらに半世紀以上遡ってタフマースブ1世(在位 1524-1576)による 1550 年発令のファルマーンが同様の句に右上方への抜き出しを施しており、これらも同じく Fragner によって発表された [Fragner 1975b: Nr.2, Nr.5]。

スルターン・フサインのフクムでは、ムハンマド・フサイン・ベグが「神聖で、光に満ち、祝福された門闕(サフィー廟)の新部門の管財人」*mutavalli-ʾi sarkār-i jadīdi-i āstāna-ʾi muqaddasa-ʾi munavvara-ʾi mutabarraka* とされるが (Fragner の附す行数(4)行目。「新部門」に関しては近藤論文参照)、末尾 *mutabarraka* の後に続くべき *šafiya šafaviya ḥuffat bi al-anvār al-qudsiyat* の句が右上方に抜き出される [Fragner 1975b: Nr.5, 192, Abb.6]。

これら 18 世紀の諸例に対し、同類の文書としては今のところ唯一 16 世紀半ばの在証例がタフマースブ1世の Nr.2 文書である。そこでは父祖サフィー・アッディーンが(10)行目 (Fragner 1975b による行数に従う)に「聖者たちと真理探究者たちのスルターン睨下 (*ḥazrat-i*

2) ルーム・セルジュク朝年代記である Ibn Bibi 著 *Al-Awāmīr al-ʿAlāʾiyya fī al-Umūr al-ʿAlāʾiyya* のエルズィ A.S.Erzi の公刊出版にかかる写本では、モンゴル関連の記事になると、オゴテイ Üktây qân, モンケ Mangū khân, バト Šāʾin khân, イルハン İlkhân, ヤルリグ(とパイザ) yarligh (va pāyza) などの語が欄外に抜き出し書きされ、その箇所には×印が付されており、これは発令書等の文書類以外での珍しい例である [Ibn-i Bibi. *El-Evāmīrūʾl-ʿAlāʾiyye fīʾl-umūriʾl-ʿAlāʾiyye*. Ed. Adnan Sadık Erzi. I. Tıpkıbasım. Ankara: Türk Tarih Kurumu Basımevi. 1956: 452, 454, 532, 528, 542, et passim]。

sultān al-awliyā' va muḥaqqiqin)」と表され、それに続くべき彼の名「スルターン・シャイフ・サフィー・アッディーン・イスハーク—至高なるアッラーがその貴き神秘を聖なるものとなし賜うよう—」が文書の一番右上に記される [Fragner 1975b: Nr.2, 178, Abb.2-3] (これは上で触れた人名を抜き出して強調する一例でもある)。そして文書右最上位のサフィー・アッディーンの名の下段に, ṣafiya ṣafaviya ḥuffat bi al-anvār al-subḥāniyat 一末尾語のみ al-qudsiyat でなく al-subḥāniyat。これは最初の ṣafiya を除けば、上に挙げた不動産目録 [Abdi I: 60a] の表現と同形— が抜き出し書きされ、こちらは (4) 行目の āstāna-'i muqaddasa-'i munavvara-'i mutabarraka のあとに挿入して読まれる。さらに (33) 行目— (34) 行目にかけての āstāna-'i muqaddasa-'i munavvara-'i mutabarraka のあとにもこの句が挿入されることは、(4) 行目と同様 (34) 行目の mutabarraka の直後に空白が置かれていることより知られる³⁾。

タフマースブ1世のファルマーンではもう1通、抜き出し語は ṣafaviya の1語のみであるが、サフィー廟につき同じ処置を施した文書がある。Martin が紹介した7通のサファヴィー朝文書のうちの 'Document III' (1546年) がそれで、サフィー廟 āstāna-'i muqaddasa にかかる語として ṣafaviya 「サファヴィー家の」を文書右上方に抜き出し、本文中のその箇所に空きを設けている [Martin 1965: Doc. III, 185, 248]。

以上より ṣafiya ṣafaviya ḥuffat bi al-anvār al-qudsiyat/al-subḥāniyat の句を抜き出して強調する例として、管見の限りで18世紀前半に5例、タフマースブ1世時代の16世紀半ばに2例を— 抜き出し語が ṣafaviya のみの例も加えて— 確認しえた。

では次に、他ならぬイスマール自身の文書でサフィー廟を示す zāviya ないし āstāna の語が現れるものを見てみよう。上に挙げた Martin の紹介にかかる7通のうち 'Document I' と 'Document II' がイスマールのものであるが、後者にアルダビールのサフィー廟を指す zāviya の語が現れる。すなわちその (5) 行目— 行数は Martin のものに従う— に zāviya-'i munavvara-'i muqaddasa-'i ṣafaviya-'i 'aliya-'i 'aliya 「崇高にして気高きサファヴィー家の神聖にして光に満ちた修道場」とある [Martin 1965: Doc. II, 180, 247]。上記タフマースブの 'Document III' では、わざわざ ṣafaviya の語が抜き出されていたのに対し、このイスマールの文書では ṣafaviya の語は本文に組み込まれ、抜き出し書きは施されていないのである。この際、zāviya と āstāna との語の相違は、抜き出しの有無の事由とならないことは、これまでの例から明らかである。

以上より、サフィー廟の語にかかる形容句が抜き出し書きされる例は、現段階では18世紀前半およびタフマースブ時代の16世紀半ばに確認されるのみであること、加えてイスマールの文書では、サフィー廟の語がありながら ṣafaviya の語は抜き出されることなく本文中に収まっていたことも確認された。となると不動産目録に転記された当該ファルマーンにおいて ṣafiya ṣafaviya ḥuffat bi al-anvār al-qudsiyat の句が記され、さらに廟を指す zāviya の形容句としてそれが抜き書きされているのは、イスマールの文書としては些か例外的なものとなる。もちろん不動産目録の博物館3719写本および図書館2734写本に転記されたファルマーンをその初出例と看做すことも十分に可能であろう。しかしサファヴィー朝の行政・軍事機構はアク・コユンル朝のそれを直接のモデルとしていること [羽田1984: 5]、イスマール時

3) ただし、サフィー廟はほかに (28) 行と (35) 行に āstāna-'i muqaddasa-'i munavvara, (41) 行にも āstāna-'i muqaddasa と出てくるのに、これらのあとには空白がなく、Fragner もここでの挿入は考えていないようである。

代の文書官房は、アク・コンル朝の文官がいわば横すべりして構成された観が色濃く見られること [Aubin 1959: 51, 60] が指摘されており、また Schimkoreit の目録によればシャー・イスマーイールの発令文書 28 件⁴⁾のうち破損したものを除いても 22 件が、ティムール朝、カラ・コンル朝、アク・コンル朝以来の書式の伝統を引く *sözümüz* 文書で占められている [Schimkoreit 1982: 110–124]。その後 Herrmann が発表した 2 通、さらに阿部氏が新たに紹介したイスマーイール発令文もまたこの伝統的書式に則る *sözümüz* 文書であった [Herrmann 1986; Abe 2017]。すなわちイスマーイール時代にはシーア派的文言を除けば、以前からの *sözümüz* 文書の形式に根本的な変革が加えられた形跡は見られず、総じて前代の延長線上にあったと見てよかろう。その上で、現存のイスマーイール関連文書に、サフィー廟への修飾句 *şafiya şafaviya huffat bi al-anvâr al-qudsiyat* と、その抜き出し書きによる強調を施す文書の実例を見ない点に鑑みると、原物が確認されていないこの転記されたファルマーンの真正性に、一抹の疑念が残るのもいつわらざるところである。次は al-Ḥusaynî のニスバの検討に移る。

3.2 “al-Ḥusaynî” のニスバ

Intitulatio で特に目を引くのは、Abū al-Muzaffar Isma‘il Bahādur al-Ḥusaynî *syüzümüz* の中の al-Ḥusaynî の語であり、言うまでもなくこれはアリーの息子フサインに連なる者としてのニスバである。サファヴィー朝期のイランには al-Ḥusaynî のニスバを称するサイドたちが存在していたが、守川氏によればサファヴィー朝王家でこのニスバを有した者として、貨幣の銘ではイスマーイールとタフマースブの使用例が—タフマースブは 16 世紀詩人伝においても—、また文芸作品ではイスマーイールの子息たちの使用例が確認され、そしてバイエルン州立図書館所蔵の 1 写本およびイスタンブル大学所蔵の 1 作品の一部「シャー・イスマーイールの書」には、Ismā‘il b. Ḥaydar al-Ḥusaynî の名が見られるという [守川 2009: 7, 10–12]。そうであれば、ここでの Intitulatio における Abū al-Muzaffar Isma‘il Bahādur al-Ḥusaynî もさしたる問題にはならない。だが今このニスバの使用例を検討するにあたり考慮すべきは、それが現れる「場」—貨幣、碑刻、史書、文芸作品（詩・散文）、文書…等—、その「場」ごとの使用例を見て行くことであろう。そこで〈*sözümüz* 文書 Intitulatio における al-Ḥusaynî 使用例〉に限定して検証することになるが、その際 *sözümüz* 文書に加え、〈文書本文冒頭で *farmān* ないし *ḥukm* と称している発令書〉まで含め検討して行くこととする。

まずタフマースブ 1 世の *sözümüz* 文書では、Intitulatio に al-Ḥusaynî のニスバを有するものが 1 件確認される。Fekete のベルシャ古文書学導論に収められた 1549 年発令 Nr.69 文書 [Fekete 1977: 398f., Tafel 156–158] がそれで、冒頭はつぎのごとくである。

- (1) huwa allāh subhāna-hu
- (2) al-mulk li’llāh
- (3) bi’sm allāh al-raḥmān al-raḥīm
- (4) naṣr min allāh wa faṭḥ qarīb wa yusr al-mu’minin
- (5) al-mu’ayyad min -’ind allāh

4) Herrmann によれば、Schimkoreit 目録の Nr.27 文書 [Schimkoreit 1982: 123] (Fragner 目録の Nr.114 文書 [Fragner 1980: 59]) はイスマーイールの発令文書ではないとのこと。また Aubin の挙げる 1505 年付イスマーイールのファルマーン [Aubin 1959: 75 n. 2] が両目録に記載されていないことを指摘している [Herrmann 1986: 289, n. 3]。なお、注 9 も参照のこと。

al-ḥukm li'llāh

Abū al-Muẓaffar Ṭahmāsb al-Şafavī al-Ḥusaynī Bahādur syüzümüz

- (1) かの方こそアッラーなり 讃えあれ
- (2) 主権はアッラーに属す
- (3) [バスマラ]
- (4) 援けはアッラーより 勝利は近し 信徒たちの安寧
- (5) アッラーの御許より護られしもの

命令はアッラーに属す

アブー・アルムザッファル・タフマースブ・アッサファヴィー・アルフサイニー
なる余のことば

上記のうち (5) が方形にひとまとまりとなって書かれた Intitulatio 部分である。ここでは「サファヴィー家」の語も附されている。また筆者未見であるが、Fekete はサファヴィー朝期の sözüimiz 文書としては最後のもので、アッバース 2 世の 1650 年付け文書（そしてサフィー 1 世の 1634 年の文書も同様という）の興味深い冒頭部を転記しているので [Fekete 1977: 30f.], それも以下に示しておこう。

al-ḥukm li'llāh

al-mu'ayyad min-'ind allāh - miz

				syüzü -
(12 イマームの名前)				al-Ḥusaynī
				al-Mūsavī

Abū al-Muẓaffar 'Abbās Khān al-Şafavī

[3×4 の格子の各枠内に 12 イマームの名が入る]

Khān の称号が出るのは妙であるが、ここではフサインに加え第 7 代イマーム、ムーサーのニスバも入っている⁵⁾。

また sözüimiz 文書の Intitulatio 部ではないが、タフマースブの臣下の外交書簡にもその例

5) ここに述べたことと極めて密接に関わるものとして、アッバース 1 世とサフィー 1 世に文書起草官として仕えたアブドゥルフサインなる者がサフィーの命で 1633 年に作成した書記官房の決まりごとに関する、興味深い小論が Röhrborn によって紹介されているので、以下にその一部を訳出してみよう [Röhrborn 1977: 326, 334]。

《発令 (nishān) はタリーク体で書くものと定まっており、初めの 2 行が半行 [の長さ] に書かれるのは、印璽がトゥグラの下方でその 2 行と向き合う [位置に捺される] ためである。その頭書き ('unvān) は以下の如くである：

huwa allāh subḥāna-hu al-mulk li'llāh bi'sm allāh al-raḥmān al-raḥīm yā Muḥammad yā 'Alī 各行は [1 行ごとに] それぞれの下に続く。そしてトゥグラは以下の如くである：

al-ḥukm li'llāh al-mu'ayyad min-'ind allāh Abū al-Muẓaffar Şafī Khān al-Şafavī al-Mūsavī al-Ḥusaynī Bahādur syüzümüz

このトゥグラは組み合わせ形で (ba-tarkibi) 書かれ、12 の小枠 (khāna) が一緒になり、そこに 12 人のイマーム—彼らに平安あれ—の気高き名が書き込まれる。

イスマール陛下 (a'lāḥazrat-i Khāqān-i şāhib-qirān) の時代よりアッバース陛下 (navvāb-i gīti-sitān) の御代に至るまでトゥグラは次の如くであった：

al-ḥukm li'llāh Abū al-Muẓaffar Ṭahmāsb Bahādur syüzümüz

そしてアッバース陛下の時代に前述の方式に定まったのである。》

まさしく上に挙げたタフマースブ 1 世およびアッバース 2 世の頭書きと Intitulatio (tuḡhrā) を参看して書いたのではないかと思わせるほどの、寸分変わらぬ言い回しとなっている。

がある。同じ Fekete の書物に載る Nr.67 文書は、タフマースブ時代の著名な大ワズィール、カーディー・ジャハーン・カズウィーニー⁶⁾ がヴェネツィアの総督 (Doge) に送った書簡で、裏面 (表面?) に “Qāzī Jahān vakīl” と方形にカーディーの名が記され、その上に主君であるタフマースブの名が “Abū al-Muẓaffar Ṭahmāsb Shāh Ḥusaynī” と長方形にまとめ書きされている [Fekete 1977: 30, 42, Tafel 154]。

以上より Intitulatio での al-Ḥusaynī は、タフマースブ 1 世とアッパース 2 世で確認されたが、次にはイスマイールの sōzūmiz 文書や発令書における al-Ḥusaynī のニスバ使用の有無が問題となる。

実は使用を窺わせる例は今のところ 2 つあり、1 つは既出 Martin の ‘Document II’ に捺された印の銘である。Martin は [‘arshī] [Ismā‘il Bahādur al-Ḥusaynī] および年を示す数字 [90-] の 3 つを読み取るが、写真版からは印の左側に ‘R Sh Y’ の文字 (‘arshī か?) と、その下の S N Y (これを al-Ḥusaynī と読んだか?) は何とか判読できるが、Ismā‘il や Bahādur は読み取れない。Martin 自身は同一論文の別の頁の注で、この印銘が大変読みにくいことを認めつつ、判読できた語は [sulṭān] [bahādur] [al-Ḥusaynī] と数字の [90-] としている。同一論文中での [Ismā‘il] と [sulṭān] との入れ替りは解せないが、いずれにせよ判読に問題を残すこの印銘を以て al-Ḥusaynī の確実な使用例とはなし得ないのではないかと、この考えをここでは残しておきたい。

もう 1 つは、Papazjan がアルメニアのマテナダランに所蔵されるペルシア語文書を公刊した書 [Papazjan 1956] に収載されるイスマイール発令 sōzūmiz 文書 ‘Dokument 10’ で、912/1506 年の年次を有するこの文書は、イスマイール治世の初期に属する。Papazjan は冒頭部を次のように読む [Papazjan 1956: 262f.]。

- (1) bi’sm allāh al-rahmān al-rahīm
- (2) yā ‘Alī
- (3) al-Ḥasanī Abū al-Muẓaffar Isma‘il Bahādur syūzūmiz
- (4) maḥall-i muhr-i Shāh Isma‘il
- (1) [バスマラ]
- (2) おおアリーよ
- (3) ハサン家に連なるアブー・アル・ムザッファル・イスマイール・バハドゥル
なる余のことば
- (4) [シャー・イスマイール印の場所]

一見して奇異に感じるのは、(3) の al-Ḥasanī である。上のように読んだ Papazjan 自身この語は訳出していない [Papazjan 1956: 55, 175]。ムースーでもフサインでもなく、ことさらにハサンを持ち出す積極的事由が見出せない限り、この奇異な感は払拭しえない。ただし al-Ḥasanī は al-Ḥusaynī の書き損じとも考えられ、その場合は Intitulatio においてイスマイールが al-Ḥusaynī を称した証左となろう。筆者はかねてより sōzūmiz 文書 (および sōzūm 文書) について、その内容および文書様式における共通点を模索し、まずは Intitulatio を広く通覧してきたが、この Papazjan の挙げる文書の例は積年の気懸りの 1 つであった。だが方形にまとめ書きされた Intitulatio の実例を集めて見ると、別の解釈も可能となるのではないかと。

6) カーディー・ジャハーン・カズウィーニーについては Aubin と羽田氏が言及している [Aubin 1959: 74, 77; 羽田 1987: 58; 羽田 1988: 40f.]。

以下にその想定を述べよう。

まず、アク・コユンル朝とサファヴィー朝の *sözümüz* 文書での *Intitulatio* 部に *al-ḥukm li'llāh* の語が上部に組み込まれている点⁷⁾ —この点でも両朝の文書様式の共通性が指摘できる —に注目して見ると、*al-ḥukm* [ʾ L Ḥ K M] のカーフ K と続くミーム M の文字が特異な書き方であることに気づく。すなわち K に特徴的な斜め線は細くかつ小さく丸めて、K 文字の短く書いた垂直棒の右上に添えられるか、ときにそれすら全く書かれないケースも見られる。そして M は K の縦棒下に小さい丸みを施して、下垂れの M 末尾形をとらず、線を左や下方に伸ばしてから上に跳ね上げる。Ḥ の文字も左横に長めに線を引いた形であるため、結果として *ḥukm* の語は [Ḥ S N Y] と読まれかねない形になる。さきに「書き損じ」と書いたが、この文書 (Papazjan の ‘Dokument 10’) は、(4) 行目に「シャー・イスマール・印の場所」とある通り君主の印は捺されておらず、実地に発令された正式の文書ではないことから、草稿ゆえの筆者の誤読に基づく *al-ḥukm* の「書き損じ」も十分に考えられるであろう⁸⁾。そして Papazjan はそれを *al-Ḥasani* と転写したのではないか。すなわち *al-Ḥusayni* も *al-Ḥasani* もともに *al-ḥukm* の誤記ではないかということである。ただし、この想定が間違っていないものと仮定しても、*al-ḥukm* と *al-Ḥusayni* の読み違いが元の文書草稿の段階で既に生じていたか、不動産目録への転記の段階で生じたものかは、決定できない。さらに大胆な推測であるが、転記されたこのイスマール *sözümüz* 文書が全くの創作ないし捏造であった場合は、博物館写本 3719 成立時には *Intitulatio* において *al-Ḥusayni* のニスバが既に使用されていたという時代状況のもと、当時の「あとづけ」で「さかしら」な知識が為さしめた結果であったのかも知れない。

イスマールの文書に *al-Ḥusayni* のニスバがある可能性を示す2つの「証拠物件」が、証拠としては意外に盤石なものではなかったことは一面では認められよう。しかし、そうは言ってもイスマールの発令書における *al-Ḥusayni* のニスバ使用を完全に否定し去ることも難しい。さらにまた上に想定したように、筆者が参照した元の文書に *al-ḥukm* とあったものを、転記の際に *al-Ḥusayni* と単に見誤って書いたに過ぎないのであれば、その場合この転記に作為性は認められぬこととなり、実在した元の文書を忠実に写そうとしたもの、という正反対の評価となろう。それゆえここでは以上の疑義を呈するのみにとどめておきたい。

3.3 印銘

最後に、転記されたファルマーンの印銘について検討しよう。今一度印銘を掲げておく。

- 7) サファヴィー朝に限定せず、*al-ḥukm li'llāh* の語が *Intitulatio* 部に組み込まれて書かれる文書の例を挙げると、[Papazjan 1956: Dokument 6, 7, 9, 11, 18] [Martin 1965: Document 1] [Busse 1959: Urkunde 2, 3, 4, 6] [Fekete 1977: Dokument 18, 20, 21, 25, 39, 41, 42, 48, 50, 55, 56, 64, 69] [Mhmet 1976: Urkunde 2, 12, 17] [Herrmann 1986: Erläss I, II] (ただし I は写真からは読み取れず) [Abe 2017] など (太字はイスマールの発令書)。以上はすべてが *sözümüz* 文書で、かつこの書き方はアク・コユンル朝とサファヴィー朝の文書に限って見られる。なお本稿では文字のインク色の問題には立ち入らなかった。
- 8) 本稿を草するにあたり、筆者とほぼ同じ見解を Herrmann も有していたことを知り [Herrmann 1986: 299, n. 40], 大いに意を強くした。と同時に、長年温めてきたとはいえ活字化するに至らないまま荏苒時を過ごしたことは反省せざるを得ない。だが何よりも 1986 年の Herrmann のこの論文を今に至るまで見過ごしていたことは紛れもない事実であり、不学怠慢の誇りを免れない。従って当然のこととしてこの見解のプライオリティーは Herrmann に帰せられることはここに明記しておきたい。

- (中央) mawzi`i muhr
 ghulām-i shāh-i mardān ast Isma`il b. Ḥaydar
 (右) gar kunad badraqa-`i luṭf-i tu hamrāhī-i mā
 (左) charkh bar dūsh kashad ghāshīya-`i shāhī-i mā

発令書に捺された印に関しては、Schimkoreit の文書目録がサファヴィー朝君主の関連文書に捺された印銘に関しても整理して検討を加えており、極めて有用である。また新たに 2 通のイスマーイールによる発令書に綿密な研究を附して発表した Herrmann の研究論文 [Herrmann 1986] にも、イスマーイールの印に関して貴重で的確な言及がなされている。ここではそれらに基づきつつ、若干の問題点を提起してみたい。

Herrmann が発表した sōzūmiz 文書 2 通 (1517 年・1521 年) の捺印の銘は、どちらも次のような文言となっている [Herrmann 1986: 290, 294, Tafel 29, 31]。

allāh / buwad / mihr-i `Alī va āl-i ū / chūn jān marā dar bar /
 ghulām-i shāh-i mardān-ast / Isma`il b. / Ḥaydar

(区切り線は Erlass II の写真版に基づき筆者が入れた)

この文言は、阿部氏の紹介したイスマーイールの sōzūmiz 文書 (1507 年) [Abe 2017: 4f.], そしてまた Martin 論文中の ‘Document I’ (1508 年) [Martin: 174, Plate LIII] に捺された印銘とも同一文である (ただしそれぞれの印影から見て印自体は別物)。Schimkoreit によれば、Fekete の Nr.39 文書 [Fekete 1977: 271–273, Tafel 106] — 1509 年付イスマーイールの sōzūmiz 文書 — に捺された印銘も同文である。さらには Soudavar がその著書中に文書上部のみ写真を載せるイスマーイールの sōzūmiz 文書に捺された印銘も、その英訳 — “The love of ‘Ali and his progeny has embodied me as my soul, [I who am] the slave of the king of men [i.e., ‘Ali], Esmā`il, son of Ḥaydar” — から同一文言と看做してよく、確言は出来ぬものの、印自体もまた阿部氏紹介のイスマーイール文書のそれと同一の印とも見える [Soudavar 1992: 152]。従って現段階ではこの文言が計 6 通のイスマーイールの文書に印銘として使われていることになり、イスマーイールは治世のかなり長期に亙りこの文言を刻む印を使用していたことが判明する⁹⁾。

ひるがえって、今問題としている不動産目録に転記されたファルマーンの上掲印銘と、6 通の文書に共通して見られた印銘とを比べると、前者の中央部と後者の後半とが同一である。一方この 〈ghulām-i shāh-i mardānast Isma`il b. Ḥaydar〉「勇猛王 (=アリー) の僕なりハイダルの子イスマーイール」の文言と似た表現で一部単語を変えたものが、〈banda-`i shāh-i vilāyat/dīn [君主名]〉「統治王/教えの王 (=アリー) の僕 [君主名]」である。そしてこの文言は、後代のサファヴィー朝君主—タフマースブ 1 世、ムハンマド・フダーバンダ、アッパース 1 世、サフィー 1 世、アッパース 2 世、サフィー 2 世、さらにはタフマースブ 2 世まで—により王朝滅亡に至るまで印銘として連綿と用いられ続けた [Schimkoreit 1982: 40–69]。だが、タフマースブ以下の諸君主間ではこのようにして同じ文言を共有したが、王朝創設者イ

9) ちなみに Schimkoreit はこの文言の印銘の最も古い使用例を上掲 Martin の ‘Document I’ (1508 年 6 月 25 日) とするが、今、印銘の確認できるものとしては阿部氏の紹介したイスマーイール文書が 1507 年 1 月 11 日付け、そして Soudavar が掲げるイスマーイール文書では年月日の箇所は見えないが、記載によれば “second of Jomādā II of the year 910” (=1504 年 11 月 10 日) であるので、この Soudavar 著書記載のものが最古の例となる [Soudavar 1992: 152]。

スマールの印銘〈ghulām-i shāh-i mardānast〉を彼ら後代の君主が用いることは決してなかった。

残るは左右両脇の文言、

(右) gar kunad badaraqā-'i luṭf-i tu hamrāhī-i mā

(左) charkh bar dūsh kashad ghāshīya-'i shāhī-i mā

である。ところがこの句は意外にも Schimkoreit の整理したイスマールの印銘の項には挙がっていない [Schimkoreit 1982: 38f.]。ではここだけの単独孤立例かというところとそうでなく、Schimkoreit はこの 2 行句が印銘として、タフマースブ 1 世で 12 件、サフィー 2 世 (スライマーン、在位 1667-1694) で 1 件、スルターン・フサイン (在位 1694-1722) で 1 件、それぞれの文書での使用例を掲げているのである [Schimkoreit 1982: 33, 40, 54, 63]。つまりこの句はイスマールでは確認されず、タフマースブ以降の複数の君主では共通に使用されていた。

そしてさらにイスマールのこれら 6 通の文書で実際に印銘として用いられていた句、

allāh buwad mihr-i 'Alī va āl-i ū / chūn jān marā dar bar

について言えば、今度は逆にタフマースブ 1 世以降のサファヴィー朝君主の誰一人としてこの句を使用していない [Schimkoreit 1982: 38-69] という事実が指摘される。

以上を整理すると：不動産目録に転記された印銘のうち中央部の句は、実際のイスマールの文書で使用が確認された印銘の後半部と同一であること。そしてその「アリーの僕」を表明する句 - ghulām-i shāh-i mardān-ast - と同じ意味で単語を置き変えた文言 - banda-'i shāh-i vilāyat/dīn - が、印銘として次代以降の諸君主により王朝滅亡に至るまで長きに亙り共有使用されたこと。転記された印銘の左右の 2 句は、Schimkoreit のまとめた印銘リストのイスマールの項には存在せず、タフマースブ 1 世、サフィー 2 世、スルターン・フサインにより共通して用いられていたこと。そして実際のイスマールの文書に捺印された印銘の前半部 - buwad mihr-i 'Alī va āl-i ū / chūn jān marā dar bar - は、逆にタフマースブ 1 世以降、誰一人として使用していない、すなわちイスマール特有の句であったと考えられること。

これらの諸点を鑑みれば、不動産目録に転記されたイスマールの印銘には、その真正性につき若干の疑念が生ずると言わざるを得ない。

ところが、かなり後世に属するものながら、上の疑義に対しては明白な反証が存在する。それは 19 世紀の末近くに書かれたハサン・ファサーイー著『フェールスナーマ・イ・ナーシリ』の記事である¹⁰⁾。すなわちそれによれば、シャー・イスマールが 907 年アク・コユンル朝のアルヴァンドを打ち破ってタブリーズに凱旋し、ウラマー、サイイド、ハティーブ、法学者 (ファキーフ) らに対して、12 イマーム派の教条をおのおのの道で実行するよう命令した際に、併せて次のことも命じた。

ファルマーンの頭書き ('unvān) には《al-ḥukm li'llāh Amīr Abū al-Muẓaffar Isma'īl Bahādur syūr》(syūzumīz の誤り) と書け。また印璽の上には《yā allāh》と、その [印璽の] 円空の中には《ghulām-i shāh-i mardān Isma'īl b. Ḥaydar》と、そしてその円の周縁には (dar kanāra-'i ān dā'ira) 《charkh bar dūsh kashad ghāshīya-'i shāhī-i mā gar kunad badaraqā-'i luṭf-i tu hamrāhī-i mā》と書くようにせよ。

[Ḥasan-i Fasā'i. *Fārs-nāma-'i Nāṣirī*. Ed. Manṣūr R. Fasā'i. 2 vols. Tehran. 1378Kh. (2.ed.): Vol. I 368]

10) この史書に当該文言のあることについては、渡部良子氏よりご教示を受けた。本稿にとり大変重要な情報であり、ここに特記して謝意を表す。

些少の違いはあるが、印銘はまさしく不動産目録に転記されたものと同一である。これをどう解すべきか。まずは19世紀末のこの情報が、シャー・イスマーイールの同時代ないしそれに近い時代の史料における史実として確認し得るかどうかの検証が必要となろうが、膨大な量の年代記史料類の調査は遺憾ながらひとまず爾後に委ねざるを得ない¹¹⁾。ここでは不動産目録のイラン国立博物館写本3719が成立した17世紀の段階で、こうした情報が既に流布していた事実だけは指摘しておかねばなるまい。となると1つの解釈として、「シャー・イスマーイールが生前から実際にこの印銘を用いていたのは事実であり、19世紀、17世紀のこうした事例は、その史実が後世に伝わった結果である」との想定は十分可能であり、不動産目録に転記された *sözümüz* 文書は、実在したものを忠実に写したものとなろう。その場合、本節3-3で掲げた疑義は消滅するし、前節3-2においても〈al-ḥukm〉と〈al-Ḥusaynī〉との読み違いによる誤記を認めるなら、転記に際しての作為性の問題は生じない。すると残る疑義は3-1で扱ったもののみとなるが、これとても転記された *sözümüz* 文書を〈*şafiya şafaviya ḥuffat bi al-anvār al-qudsiyat*〉の抜き出し書きの初出例と捉えれば、疑問は解消する。すなわち『ファールスナーマ・イ・ナーシリール』の反証記事の持つ意味は大きいと言える。

だが一方で、タフマースブ以降用いられた印銘の文句がイスマーイール時代に遡って投影された、との考えを想定するなら、既にそうした情報が普及していた17世紀の段階で、不動産目録に転記した筆者がその際に創作した可能性もやはり皆無とは言えないであろう。というのも、Schimkoreit以降でイスマーイールの印につき広く関連情報を収集して考察した Herrmann が、印影の形状と印銘および刻印年次と使用年次により Typ I から Typ IV までタイプ分けしたその引用例として、Schimkoreit 同様、この2連句 — *gar kunad badaraqā-ʿi luṭf-i tu hamrāhi-i mā / charkh bar dūsh kashad ghāshiya-ʿi shāhi-i mā* — の印銘を持つ文書を1つとして挙げていないからである [Herrmann 1986: 299–301]。Herrmann も当然この2連句の存在は知っているのだから、彼はこの句をイスマーイールのものと認定していなかったことになる。さらにハサン・ファサーイーは「そしてその円の周縁には (*dar kanāra-ʿi ān dāʿira*) ……と書くように。」と記しているが、イスマーイールの印璽で円の周縁に句を刻んだものは見つかっていないともいう [Herrmann 1986: 299]¹²⁾。また実際のイスマーイール文書に捺されていた印の銘 — *buwad mihr-i ʿAlī va āl-i ū chūn jān marā dar bar / ghulām-i shāh-i mardān-ast* — について、Herrmann はこれをイスマーイール自作の句と認定している [Herrmann 1986: 299–301]。そうであるなら、王朝創設者たる人物に対する畏敬・尊崇の念から、イスマーイール自らの創作にかかる句を後継者たちがそのまま使用することには憚りや遠慮の念も働いたであろうことは容易に想像されよう。

いささか煮え切らぬ論となったが、印銘に関して遺憾ながらこれ以上の考察は難しいところである。後考を俟ちたい。

11) とりあえず参照したイस्कンダル・ムンシーの『アッパース大帝史』およびサファヴィー朝初期年代記のハサン・ルームルー『最良史』の該当すると思われる箇所には、イスマーイールによるウラマーたちへの12イマーム派教条の実践命令は記されるが、上に引用した印璽の記事に当たるものは見られない [Iskandar Beg Turkmān. *Tārikh-i ʿAlam-ārā-yi ʿAbbāsī*. Ed. İraj Afshār. 2 vols. Tehran. 1350Kh (2nded.): I 25–28; Ḥasan Beg Rūmlū. *Aḥsan al-Tavārikh*. Ed. ʿAbd al-Ḥusayn Navāʿi. 2 vols. Tehran. 1357Kh: II 80–87].

12) Herrmann は阿部氏紹介のイスマーイール文書および Soudavar 著書掲載のそれとともに参看していないと思われるが、両者に載る写真版の印影は Herrmann による分類の Typ I-a となる [Herrmann 1986: 299].

おわりに

以上、不動産目録に転記されたシャー・イスマール・ファルマーンにつき吟味してきたが、その内容には立ち入ることができず、冒頭部のみに関して若干の検討を加えたに過ぎないものとなった。このファルマーンが実際に存在した真正の文書を写したものなのか、たまたま真正なものではないとするなら、転記は正確に行われたが参照した元のファルマーンが偽文書であったのか、あるいは博物館写本3719作成時の「創作」なのか、その成り立ちに関してはいくつかの位相が考えられるが、残念ながら決定的な結論を提出するまでには至らなかった。

この種の問題は、動かぬ証拠となる新たな原文書の発見出現により直ちに疑問が氷解するという性質のものである。それを期待しつつ、今はささやかな問題提起をいくつかなし得たところでひとまず稿を閉じたい。本稿がこの不動産目録に関するさらなる研究へのよすがともなれば幸いである。

参考文献

●史料：アブディー・ベグ版不動産目録写本●

- 'Abdī I: 'Abdī Beg Shirāzī. *Šariḥ al-Milk*. Tehran, Mūza-'i Milli-i Irān, Ms. 3718.
 'Abdī II: 'Abdī Beg Shirāzī. *Šariḥ al-Milk*. Tehran, Mūza-'i Milli-i Irān, Ms. 3719.
 'Abdī III: 'Abdī Beg Shirāzī. *Šariḥ al-Milk*. Tehran, Kitābkhāna va Asnād-i Milli-i Irān, Ms. 2734.

●研究文献●

- Abe, Naofumi. 2017. "An Unpublished Royal Edict from the Ardabil Shrine (912/1507), Mausoleums in Safavid Family history." *DYNTRAN Working Paper* 28.
 Aubin, Jean. 1959. "Etudes Safavides I. Šāh Ismā'il et les notables de l'Iraq Persan." *Journal of the Economic and Social History of orient* 2: 37-81.
 Busse, Heribert. 1959. *Untersuchungen zum islamischen Kanzleiwesen*. Kairo: Kommissionsverlag Sirović Bookshop.
 Fekete, Lajos. 1977. *Einführung in die persische Paläographie*. Hrsg. von G.Hazai. Budapest: Akadémiai Kiadó.
 Fradner, Bert. 1975a. "Ardabil zwischen sultan und schah. Zehn Urkunden Schah Ṭahmāsp II." *Turcica* 6: 177-225.
 Fradner, Bert. 1975b. "Das Ardabil Heiligtum in den Urkunden." *Wiener Zeitschrift für die Kunde Des Morgenlandes* 67: 169-215.
 Fradner, Bert. 1980. *Repertorium persischer Herrscherurkunden*. Freiburg im Breisgau: K. Schwarz.
 Herrmann, Gottfried. 1986. "Zwei Erlasse Schah Isma'īl." *Archäologische Mitteilungen aus Iran*, N.F. 19: 289-306 +Tafel 29-32.
 Herrmann, Gottfried. 1989. "Ein Erlass Ṭahmāsp I. von 934/1528." *Zeitschrift der Deutschen Morgenländischen Gesellschaft* 139-1: 104-119.
 Martin, B. G. 1965. "Seven Šafawid Documents from Azarbayjan." *Documents from Islamic Chanceries*, (S.M. Sern, ed.), Oxford: Cassirer: 171-206 + Plates LIII-LXII.
 Keçik, Mehmet Şefik. 1976. *Briefe und Urkunden aus der Kanzlei Uzun Ḥasans*. Freiburg: K. Schwarz.
 Papazjan, Akop Davidovich. 1956. *Persidskie Ukazy Matenadarana I. Ukazy Vypusk Pervyj (XV-XVI vv.)*. Erevan.
 Röhrborn, Klaus-Michael. 1966. *Provinzen und Zentralgewalt Persiens im 16. und 17. Jahrhundert*. Berlin: W. de Gruyter.
 Röhrborn, Klaus-Michael. 1977. "Staatskanzlei und Absolutismus im safawidischen Persien." *Zeitschrift der Deutschen Morgenländischen Gesellschaft* 127: 313-342.
 Soudavar, Abolala. 1992. *Art of the Persian Courts*. New York: Rizzoli.
 Schimkoreit, Renate. 1982. *Regesten Publizierter safawidischer Herrscherurkunden*. Berlin: K. Schwarz.
 羽田正 1984 「コルチ考—十六世紀イランの近衛兵制度—」『史林』67-3: 1-23.

- 羽田正 1987 「ファーザーニー家の人々―東方イスラム世界における一家の歴史」『史学雑誌』96-1: 37-67.
- 羽田正 1988 「シャー・タフマースプのキジルバシ政策」『オリエント』30-2: 28-46.
- 守川知子 2009 「バイエルン州立図書館所蔵 Cod. pers.431 写本をめぐって―書写奥書署名 ‘إسماعيل بن هيدار الحسائني’ とは誰か?―」『東方学』107: 1-20.